



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

沖縄県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則（総務私学課）	2
沖縄県財務規則の一部を改正する規則（財政課）	2
生活保護法施行細則の一部を改正する規則（保護・援護課）	2
沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（障害福祉課）	7
沖縄県立農業大学校規則の一部を改正する規則（営農支援課）	8
沖縄県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則（糖業農産課）	11
沖縄県林地開発行為に関する規則の一部を改正する規則（森林管理課）	12
沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（ものづくり振興課）	13
沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（企業立地推進課）	15
沖縄県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（中小企業支援課）	15
沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（労働政策課）	15
沖縄県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則（文化振興課）	16

告 示

沖縄県農業協同組合検査規程の一部を改正する告示（農林水産総務課）	16
沖縄県水産業協同組合検査規程の一部を改正する告示（農林水産総務課）	17
農業振興地域の区域の変更・3件（農政経済課）	18
公共測量の実施の通知（農地農村整備課）	19
公有水面埋立免許の出願の要領（漁港漁場課）	19
沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの利用料金の承認（ものづくり振興課）	20
歳入の徴収の事務の委託（情報産業振興課）	22
都市計画の変更（都市計画・モノレール課）	23

訓 令

沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）	23
沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令（会計課）	24

教育委員会事項

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則	24
博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則	25
博物館の登録事項の変更	29

公安委員会事項

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の規定による安全対策優良海域レジャー提供業者の指定	30
--	----

選挙管理委員会事項

大宜味村議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決	31
---------------------------------------	----

海区漁業調整委員会事項

漁業法に基づく指示事項・2件	33
----------------	----

その他

浦添市市営住宅等の管理を事業主体に代わって行う旨の公告（沖縄県住宅供給公社）	40
--	----

規 則

沖縄県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第13号

沖縄県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県情報公開条例施行規則（平成13年沖縄県規則第97号）の一部を次のように改正する。

第6条中「条例の運用状況の公表は、沖縄県公報に đăng載して」を「公表は、インターネットの利用その他適切な方法により」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第14号

沖縄県財務規則の一部を改正する規則

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第53条第4項中第4号を第9号とし、第3号を第6号とし、同号の次に次の2号を加える。

(7) 備品購入費（1件7,000万円以上のものに限る。）

(8) 扶助費（1件7,000万円以上の動産の買入りに係るものに限る。）

第53条第4項中第2号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 原材料費（1件7,000万円以上のものに限る。）

第53条第4項中第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 報償費（1件7,000万円以上の動産の買入りに係るものに限る。）

(2) 需用費（1件7,000万円以上の動産の買入りに係るものに限る。）

第69条中「第77条の5」を「第77条の6第1項」に改める。

第172条ただし書中「重要物品」を「重要備品」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第15号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和58年沖縄県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「第59号様式」を「第58号様式」に改める。

第22条中「第67号様式」を「第59号様式」に改める。

第23条中「第68号様式」を「第60号様式」に改める。

第30条を第32条とする。

第29条中「第66号様式」を「第68号様式」に改め、同条を第31条とする。

第28条中「第65号様式」を「第67号様式」に改め、同条を第30条とし、第27条を第29条とする。

第26条中「第61号様式」を「第66号様式」に改め、同条を第28条とする。

第25条第1項中「第60号様式」を「第65号様式」に改め、同条を第27条とする。

第24条の見出し中「徴収金等支払」を「徴収金納入」に改め、同条中「第78条に」を「第78条第1項の規定に」に、「支払に」を「納入に」に、「申出様式は、徴収金等支払申出書（第69号様式）」を「申出の様式は、第64号様式」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第78条の2第1項又は第2項の規定により保護費又は就労自立給付金から法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の納入に充てる旨の申出の様式は、第63号様式とする。

第24条を第26条とする。

第23条の次に次の2条を加える。

（進学準備給付金申請書）

第24条 省令第18条の9第1項の規定による進学準備給付金の申請の様式は、進学準備給付金申請書（第61号様式）とする。

（進学準備給付金の支給に係る決定の通知書）

第25条 法第55条の5第1項の規定により進学準備給付金の支給について決定したときは、進学準備給付金支給（不支給）決定通知書（第62号様式）により通知するものとする。

第12号様式（別添2）（表面）中「前3ヵ月分」を「前3か月分」に、「3ヵ月間」を「前3か月間」に改め、同様式（別添2）（裏面）中「前3ヵ月分」を「前3か月分」に改める。

第13号様式及び第16号様式中「ヵ月」を「か月」に改める。

第23号様式の2中「日本工業規格A4判」を「日本産業規格A列4番」に改める。

第28号様式中「前3ヵ月分」を「前3か月分」に改める。

第29号様式中「伴う扶養義務」を「伴う扶養の可否」に、
「あなたの_____にあたる_____さん（受けて）いますが、生活保護法では民法に先して行われるものとされています。つきまら、どの程度扶養（仕送り）できるかについてください。」

（住所_____）は生活保護法による保護を申請して定められた扶養義務者による扶養（仕送り）は生活保護に優しては、保護の決定実施上必要がありますので、あなたかを
「あなたの_____にあたる_____さん（受けて）いますが、生活保護法では民法に先して行われるものとされています。あなたは、民法に定められた扶養義務の決定実施上必要がありますので、あなた書により_____年_____月_____日までに御回

さん（住所_____）は生活保護法による保護を申請して法に定められた扶養義務者による扶養（仕送り）は生活保護に優

に改める。
者か、扶養義務者となる可能性が高い方にあたることから、保護たから、どの程度扶養（仕送り）できるかについて、別紙扶養届答ください。」

第35号様式及び第36号様式中「3ヵ月」を「3か月」に、「6ヵ月」を「6か月」に改める。

第58号様式を削る。

第59号様式を第58号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第59号様式（第22条関係）

年 月 日

就労自立給付金申請書

福祉事務所長 殿

申請者
住所又は居所
氏名

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

- 1 保護を必要としなくなった事由
- 2 添付書類
- 3 世帯構成員

氏名	性別	生年月日
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)

4 就労自立給付金振込先（公金受取口座を保護費の受取に利用している場合に記入してください。）

- (1) 金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)
- (2) 支店名 _____ 支店（ゆうちょ銀行を除く。）

--	--	--	--	--

 支店（ゆうちょ銀行の場合に支店の記号を記入してください。）

- (3) 預金種類 普通預金 当座預金（該当する□にチェックを入れてください。）

- (4) 口座番号

--	--	--	--	--	--	--	--

（右に詰めて記入してください。）

(カ ナ)

- (5) 口座名義人 _____

(備考)

- (1) 支店名、口座番号及び口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。
- (2) この給付金は公金受取口座登録制度が適用されませんので、保護費の受取に利用している口座が公金受取口座の場合は、振込先の記入が必要です。

第67号様式及び第68号様式を削る。

第66号様式中「第29条」を「第31条」に改め、同様式を第68号様式とする。

第65号様式中「第28条」を「第30条」に改め、同様式を第67号様式とする。

第62号様式から第64号様式までを削る。

第61号様式中「第26条」を「第28条」に改め、同様式を第66号様式とする。

第60号様式中「第25条」を「第27条」に改め、同様式を第65号様式とし、同様式の前に次の5様式を加える。

第60号様式（第23条関係）

第 号
年 月 日

殿

福祉事務所長 印

就労自立給付金決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による就労自立給付金を、下記のとおり決定したことから通知します。

記

- 1 支給額 _____ 円
- 2 保護の廃止時期 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 3 支給を決定した理由 _____
- 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法 _____

(備考)

- (1) この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由 _____
- (2) この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に沖縄県知事に対し、審査請求することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起

算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

- (3) 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は、沖縄県知事となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。

イ 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- (4) 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることとなります。

第61号様式(第24条関係)

年 月 日

進学準備給付金申請書

福祉事務所長 殿

申請者(大学等に進学する者)

住所又は居所

氏名

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 大学等に進学する者の生年月日 _____ 年 月 日
- 3 大学等の名称 _____
- 4 進学後の居住先(該当する□にチェックを入れてください。)
 大学等進学前の住所と同じ
 転居により大学等進学前と異なる住居に居住(居住(予定)地 _____)
- 5 関係書類
 (1) 入学手続に着手していることが確認できる次のいずれかの書類
 ア 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 イ 入学金延納(入学金を進学後に納付することをいう。)を申請した書類の写し
 ウ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 (3) その他支給決定に当たり必要な書類
 (備考) (1)から(3)までの書類を申請時に準備できない場合は、進学する大学等の合格通知書、賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
- 6 進学準備給付金振込先(大学等に進学する者の口座を記入してください。)
 (1) 金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
 (該当する金融機関の種類に○をしてください。)
 (2) 支店名 _____ 支店(ゆうちょ銀行を除く。)
 _____ 支店(ゆうちょ銀行の場合に支店の記号を記入してください。)

(3) 預金種類 普通預金 当座預金 (該当するにチェックを入れてください。)

(4) 口座番号

--	--	--	--	--	--	--

 (右に詰めて記入してください。)

(カ ナ)

(5) 口座名義人 _____

(備考)

- (1) 支店名、口座番号及び口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。
- (2) この給付金は公金受取口座登録制度が適用されませんので、公金受取口座の登録をしている場合も振込先を記入してください。

第62号様式 (第25条関係)

第 号
年 月 日

殿

福祉事務所長

印

進学準備給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による進学準備給付金を、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 支給の可否

- 支給
- 不支給

2 進学準備給付金を支給する場合、支給額、支給日及び支給方法

- (1) 支給額 _____ 円
- (2) 支給日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- (3) 支給方法 _____

3 不支給の場合、その理由

(備考)

- (1) この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由
- (2) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県知事に対し、審査請求することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (3) 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、沖縄県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。

イ 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- (4) 進学準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

第63号様式 (第26条関係)

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（生活保

護法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金)

私は、 年 月分からの保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）より、毎月 円を 年 月 日付け費用徴収決定通知による法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の支払に充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

年 月 日

住所
氏名

福祉事務所長 殿

第64号様式（第26条関係）

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金）

私は、不実の申告など不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第78条の2の規定に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

記

- 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第78条の規定に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること。
- 徴収金の支払に際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払に充てること。

年 月 日

住所
氏名

福祉事務所長 殿

年 月 日

私は、本申出に基づき、 年 月分からの保護金品等より毎月 円を 年 月 日付け費用徴収決定通知による法第78条第1項の規定に基づく徴収金の支払に充てるものとします。

第69号様式を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の生活保護法施行細則の規定に基づいて印刷された第12号様式、第13号様式、第16号様式、第23号様式の2及び第28号様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第16号

沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則（平成10年沖縄県規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1建築物の部1の項(5)中「売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同部4の項(2)イ中「第29条に規定する博物館に相当する施設」を「第31条第2項に規定する指定施設」に改める。

第1号様式から第4号様式まで、第6号様式及び第7号様式中「日本工業規格A列4判」を「日本産業規格A列4番」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1建築物の部4の項(2)イの改正規定は令和5年4月1日から、同部1の項(5)の改正規定は令和6年4月1日から施行する。

沖縄県立農業大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第17号

沖縄県立農業大学校規則の一部を改正する規則

沖縄県立農業大学校規則（昭和59年沖縄県規則第54号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し及び同条中「コース」を削る。

第5条第2項中「に各専門課程の共通科目における専門科目として農業計画1単位を加えたもの」を削る。

第6条に次の1号を加える。

(6) その他校長が必要と認める書類

第9条第2項ただし書を削る。

第16条第1項中「（学生が未成年者の場合にあつては、原則として保護者とする。以下同じ。）」を削る。

第22条の見出しを「（単位及び卒業の認定並びに卒業証書の授与）」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

1 共通科目

科目		単位		
		第1学年	第2学年	計
教養科目	情報処理Ⅰ	1		1
	情報処理Ⅱ		1	1
	農業キャリアパス		1	1
	健康と運動		1	1
	小計	1	3	4
専門科目	農業概論	2		2
	農業経営総論	2		2
	農業簿記	2		2
	経営コンサルティング		2	2
	農業政策		1	1
	流通とマーケティング		1	1
	農業機械概論	3		3
	スマート農業・ICT概論	1		1
	農業機械実技	3		3
	農業施設・農業土木実技		1	1
	食農価値発見ワーク		1	1
	小計	13	6	19

合計	14	9	23
----	----	---	----

- 注1 講義の科目は、1単位について12時間とする。
 2 実験、演習及び実技の科目は、1単位について24時間とする。
 3 実習の科目は、1単位について33時間とする。
- 2 園芸課程専門科目

科目		単位		
		第1学年	第2学年	計
共通科目	園芸概論	2		2
	植物生理	2		2
	農業環境概論		1	1
	土壌・肥料概論	1		1
	土壌・肥料演習	1		1
	農業生産工程管理演習		1	1
	小計	6	2	8
野菜専攻科目	野菜栽培Ⅰ	3		3
	野菜栽培Ⅱ		3	3
	病害虫・防除演習	1		1
	プロジェクトⅠ	1		1
	プロジェクトⅡ		5	5
	派遣実習		10	10
	早朝管理実習	6	5	11
専攻実習	20	13	33	
小計	31	36	67	
花き専攻科目	花き栽培Ⅰ	3		3
	花き栽培Ⅱ		3	3
	病害虫・防除演習	1		1
	プロジェクトⅠ	1		1
	プロジェクトⅡ		5	5
	派遣実習		10	10
	早朝管理実習	6	5	11
専攻実習	20	13	33	
小計	31	36	67	
果樹専攻科目	果樹栽培Ⅰ	3		3
	果樹栽培Ⅱ		3	3
	病害虫・防除演習	1		1
	プロジェクトⅠ	1		1
	プロジェクトⅡ		5	5
	派遣実習		10	10
	早朝管理実習	6	5	11
専攻実習	20	13	33	
小計	31	36	67	
合計（共通科目といずれかの専攻科目との合計）		37	38	75

- 注1 講義の科目は、1単位について12時間とする。
 2 実験、演習及び実技の科目は、1単位について24時間とする。
 3 実習の科目は、1単位について33時間とする。
- 3 畜産課程専門科目

科目		単位		
		第1学年	第2学年	計

肉用牛専攻科目	家畜栄養	2		2
	家畜飼養管理	3		3
	家畜育種		1	1
	家畜解剖	2		2
	家畜繁殖	4		4
	飼料作物	1		1
	家畜衛生	1		1
	草地管理		1	1
	堆肥処理と堆肥の利用		1	1
	プロジェクトⅠ	1		1
	プロジェクトⅡ		5	5
	派遣実習		10	10
	早朝管理実習	6	5	11
	専攻実習	20	13	33
合計	40	36	76	

注1 講義の科目は、1単位について12時間とする。

2 実験、演習及び実技の科目は、1単位について24時間とする。

3 実習の科目は、1単位について33時間とする。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

受験番号	
------	--

入 学 願 書

年 月 日

沖縄県立農業大学校長 殿

写 真

タテ×ヨコ
4 cm×3 cm

ふりがな
氏 名

生年月日 年 月 日

現 住 所	〒
電 話 番 号	

沖縄県立農業大学校に下記のとおり入学を希望しますので、関係書類を添えて提出します。

記

志望する科、課程及び専攻（志望する科に○を付け、課程及び専攻名を記入して下さい。）

第1志望	本 科	課程 専攻
	短期養成科	

第2志望	本 科	課程 専攻
	短期養成科	

第3志望	本科	課程	専攻
	短期養成科		

第2号様式（第6条関係）

農 業 経 営 概 況 調 書

住 所
氏 名

1 基盤なし

※ 基盤があり、その基盤が本人以外の名義の場合
名義人：
入学志願者との関係：

2 土地

区 分	耕 地			山 林	原 野
	田	畑	計		
面 積	a	a	a	a	a

3 家畜

区 分	肉 用 牛	乳 牛	豚	鶏
頭羽数	頭	頭	頭	羽

4 農業施設（ハウス、畜舎等）

施設名				
面 積	m ²	m ²	m ²	m ²

(注) 基盤なしの場合は、「基盤なし」に○を記入し提出すること。

第3号様式中「ふりがな 保証人」を削り、「卒業後の計画」の次に「を具体的に記入して下さい。」を加える。

第7号様式中「（学生との続柄）」を「（学生との続柄） 電話番号」に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第9条第2項、第16条第1項及び第22条の見出しの改正規定 公布の日
- (2) 第2条の見出し及び同条の改正規定、第6条に1号を加える改正規定並びに第1号様式から第3号様式まで及び第7号様式の改正規定 令和5年4月1日
- (3) 第5条第2項及び別表の改正規定 令和6年4月1日

沖縄県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第18号

沖縄県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則

沖縄県農業共済組合検査規則（平成21年沖縄県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和22年法律第185号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条中「農業災害補償制度」を「法第2条第1項に規定する農業共済事業」に改める。

第3条第1号中「共済規程」を「事業規程」に改め、同条第2号中「農業保険法」を「法」に改める。

第4条中「及び組合別」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条に次の1項を加える。

2 検査は、前項の年間検査計画に基づいて行う。ただし、緊急に検査の必要が生じた場合又は組合員から検査の請求があった場合は、この限りでない。

第5条中「農業共済組合検査」を「検査の」に改める。

第12条の見出し中「提示」の次に「並びに検査通告書の交付」を加え、同条第2項中「して検査を行う旨を告げるものとする」を「するとともに、当該検査に係る検査通告書（様式第3号）を交付しなければならない」に改める。

第18条第4項中「農業保険法」を「法」に改める。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号（第12条関係）

第 年 月 日 号

沖縄県農業共済組合組合長理事 殿

沖縄県知事 印

検査の実施について

農業保険法第209条第 項の規定に基づき、沖縄県農業共済組合の検査を下記のとおり実施するので通知する。

記

1 検査開始（予定）日
年 月 日

2 検査責任者
所属部課職 氏 名

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県林地開発行為に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第19号

沖縄県林地開発行為に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県林地開発行為に関する規則（平成12年沖縄県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条中「第9号様式」を「第10号様式」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「第8号様式」を「第9号様式」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「第7号様式」を「第8号様式」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「第6号様式」を「第7号様式」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「第5号様式」を「第6号様式」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「第4号様式」を「第5号様式」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「第3号様式」を「第4号様式」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「第2号様式」を「第3号様式」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(防災施設の設置の完了届)

第3条 開発行為者は、えん堤、洪水調節池、沈砂池その他の主要な防災施設の設置が完了したときは、防災施設設置完了届（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

第9号様式中「第10条関係」を「第11条関係」に改め、同様式を第10号様式とする。

第8号様式中「第9条」を「第10条」に改め、同様式を第9号様式とする。

第7号様式中「第8条」を「第9条」に改め、同様式を第8号様式とする。

第6号様式中「第7条」を「第8条」に改め、同様式を第7号様式とする。

第5号様式中「第6条」を「第7条」に改め、同様式を第6号様式とする。

第4号様式中「第5条」を「第6条」に改め、同様式を第5号様式とする。

第3号様式中「第4条」を「第5条」に改め、同様式を第4号様式とする。

第2号様式中「第3条」を「第4条」に改め、同様式を第3号様式とし、第1号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式（第3条関係）

防災施設設置完了届

年 月 日

沖縄県知事 殿

届出者

住 所

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為の防災施設の設置が完了したので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 沖縄県指令農第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の所在場所	
防災施設名	
防災施設の数	
完了年月日	年 月 日

注 施工箇所を明示した図面及び状況写真を添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の許可を受けている者については、改正後の第3条の規定は、適用しない。

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第20号

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年沖縄県規

則第50号)の一部を次のように改正する。

別表の2の表分析機器室等の項中

「	高速液体クロマトグラフ	同	940円	を
	キャピラリー型高速液体クロマトグラフ	同	1,150円	
「	高速液体クロマトグラフ	同	940円	に、
「	ウサギ用自動飼育ユニット	同	590円	を
	ラット用自動飼育ユニット	同	640円	
	マウス用自動飼育ユニット	同	610円	
	DNAシーケンサー	同	3,020円	
	蛍光イメージスキャナー	同	170円	
	バイオアナライザー	同	710円	
	プロテインシーケンサー	同	2,570円	
	TOF一質量分析装置	同	2,800円	
	核磁気共鳴装置	同	3,520円	
	飛行時間型タンデム質量分析装置	同	7,340円	
	液体クロマト四重極質量分析装置	同	5,830円	
	円二色性分散計	同	2,890円	
	光散乱検出高速液体クロマトグラフ	同	1,890円	
タンパク質解析用高速液体クロマトグラフ	同	1,910円		
「	DNAシーケンサー	同	3,020円	に改
	蛍光イメージスキャナー	同	170円	
	バイオアナライザー	同	710円	
	核磁気共鳴装置	同	4,020円	
	飛行時間型タンデム質量分析装置	同	7,340円	
	液体クロマト四重極質量分析装置	同	5,830円	
	円二色性分散計	同	2,890円	
	光散乱検出高速液体クロマトグラフ	同	1,890円	

め、同表実証室の項中

「 実証室	抽出装置（高速かくはんタンク）	同	620円	を
	連続遠心分離器	同	2,800円	
	限外ろ過装置	同	1,980円	
	電気透析装置	同	2,370円	
	ストレージタンク	同	440円	
	逆浸透膜濃縮装置	同	2,790円	
	連続殺菌装置	同	2,090円	
	充填包装機	同	2,260円	
	イオンクロマトグラフ	同	850円	
	粗粉粉碎機	同	460円	
	微粒粉碎機	同	830円	
	滅菌装置	同	1,580円	
	大型純水製造装置	同	1,060円	
「 実証室	粗粉粉碎機	同	460円	に改
	微粒粉碎機	同	830円	
	滅菌装置	同	1,580円	

める。

第1号様式備考を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第21号

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和63年沖縄県規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表第3項の表中「3,275,100円」を「2,557,500円」に、「446,800円」を「352,000円」に、「442,300円」を「352,000円」に、「5号区画）」を「5号区画）」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第22号

沖縄県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

沖縄県中小企業高度化資金貸付規則（平成24年沖縄県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「0.45パーセント」を「0.40パーセント」に改める。

第14条第2項及び第3項を次のように改める。

2 知事は、前項に規定する担保に代えて、又はこれに併せて金融機関（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関をいう。以下同じ。）の保証、商工会議所若しくは商工会その他の団体の債務の保証又は市町村の債務負担行為に基づく損失の補償を求めることができる。

3 知事は、前2項の規定による担保の提供を受けた場合において、なお高度化資金に係る債権の保全を図るため必要があると認めるときは、適当な連帯保証人を立てさせることができる。

第14条第4項中「第1項及び第2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 知事は、前3項の規定による担保の提供のほか、特に必要があると認める場合は、借主に対し、担保の追加又は変更を求めることができる。

附則に次の2項を加える。

（金融機関保証適用時の特例）

6 沖縄県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（令和5年沖縄県規則第22号）の施行の日から令和6年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）に貸付けの決定を受けた高度化資金で、当該貸付けに係る債務の全部又は一部を金融機関が保証するものについての別表第2の規定の適用については、同表中「100分の80」とあるのは、「100分の90」とする。

7 特例期間に貸付けの決定を受けた高度化資金で、当該貸付けに係る債務の全部を金融機関が保証するものについての第4条第1項の規定の適用については、同項中「0.40パーセント」とあるのは、「0.15パーセント」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の沖縄県中小企業高度化資金貸付規則の規定に基づき貸し付けられた高度化資金については、なお従前の例による。

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第23号**沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第2 沖縄県立浦添職業能力開発校の項中「30」を「20」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第24号**沖縄県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則**

沖縄県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（令和3年沖縄県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第10条中「キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書」を「純資産変動計算書及びキャッシュフロー計算書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第162号

沖縄県農業協同組合検査規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県農業協同組合検査規程の一部を改正する告示

沖縄県農業協同組合検査規程（昭和60年沖縄県告示第751号）の一部を次のように改正する。

第20条中「当たつて」を「当たって」に改め、同条を第22条とする。

第19条中「重要」を「重大」に、「直に」を「直ちに」に改め、同条を第21条とし、第18条を第20条とする。

第17条中「あつた」を「あった」に改め、同条を第19条とする。

第16条中「意見を附した」を「被検査組合等の概要、検証事項、検査結果、意見等を記載した」に改め、同条を第18条とする。

第15条中「際して」を「際して、」に改め、同条を第17条とする。

第14条中「よつて」を「よって」に、「なつた」を「なった」に改め、同条を第16条とする。

第13条の2中「当たつて」を「当たって」に改め、同条を第15条とする。

第13条中「当たつては」を「当たっては、」に改め、「支障のないように」の次に「するとともに、組合等に無用の負担を負わせないように」を加え、同条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条中「行つて」を「行って」に、「必要があり、」を「必要がある場合において」に改め、同条を第12条とする。

第10条の見出し中「立会」を「立会い」に改め、同条第1項中「検査員は、検査に当たつては理事（又は清算人）」を「検査に当たっては、理事」に、「立会」を「立会い」に改め、同条第2項中「検査員は、検査に当たつては」を「検査に当たっては、」に、「立会」を「立会い」に改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第7条の2及び第8条を削り、第7条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（検査員証の提示及び検査通知書の交付）

第9条 検査員は、検査に際して、理事その他の責任者に対し、当該検査に係る検査員であることを証する検査員証（第3号様式）を提示するとともに、当該検査に係る検査通知書（第4号様式）を交付しなければならない。

第6条第2項中「場合は」を「場合には」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項中「組合等の事務所、倉庫、事業場その他組合等の業務に直接又は間接に関係のある場所において実地検査の」を「実地の検査、書面（電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。第13条において同じ。）の検査又はこれらを組み合わせた」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「検査員及び検査に従事する職員（以下「検査職員」という。）」を「検査職員」に、「もつて」を「もって」に、「当たつて」を「当たって」に改め、同条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条に次の1項を加える。

2 知事は、前項の規定により検査員及び検査に従事する職員（以下「検査職員」という。）に検査を行わせる場合には、当該検査職員に対して検査命令書（第1号様式又は第2号様式）を交付する。

第3条を第4条とする。

第2条中「もつて」を「もって」に、「して行う」を「する」に改め、同条を第3条とし、第1条の2を第2条とする。

第1号様式中「第7条の2」を「第4条」に、「予備検査 年 月 日から 年 月 日まで 日間」を「現物検査 年 月 日」に改める。

第3号様式中「第8条」を「第9条」に、「予備検査 年 月 日から 年 月 日まで 日間」を「現物検査 年 月 日」に改め、同様式を第4号様式とする。

第2号様式中「第7条の2」を「第9条」に改め、「平成」を削り、同様式を第3号様式とする。

第1号様式の2中「第7条の2」を「第4条」に、「予備検査 年 月 日から 年 月 日まで 日間」を「現物検査 年 月 日」に改め、同様式を第2号様式とする。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県告示第163号

沖縄県水産業協同組合検査規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県水産業協同組合検査規程の一部を改正する告示

沖縄県水産業協同組合検査規程（平成16年沖縄県告示第177号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 知事は、前項の規定により検査員及び検査に従事する職員（以下「検査職員」という。）に検査を行わせる場合には、当該検査職員に対して検査命令書（第1号様式又は第2号様式）を交付する。

第6条第1項中「組合等の事務所、倉庫、事業場その他組合等の業務に直接又は間接に関係のある場所において実地検査の」を「実地の検査、書面（電磁的記録（電子的方法、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。第13条において同じ。）の検査又はこれらを組み合わせた」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「検査員及び検査に従事する職員（以下「検査職員」という。）」を「検査職員」に改める。

第9条を次のように改める。

（検査員証の提示及び検査通知書の交付）

第9条 検査員は、検査に際して、理事その他の責任者に対し、当該検査に係る検査員であることを証する検査員証（第3号様式）を提示するとともに、当該検査に係る検査通知書（第4号様式）を交付しなければならない。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

第12条の見出し中「立会」を「立会い」に改め、同条第1項中「検査員は、検査に当たっては、理事（又

は清算人)」を「検査に当たっては、理事」に、「立会」を「立会い」に改め、同条第2項中「検査員は、検査に当たっては」を「検査に当たっては」に、「立会」を「立会い」に改め、同条を第11条とし、第13条から第23条までを1条ずつ繰り上げる。

第1号様式中「第9条」を「第4条」に、「予備検査 年 月 日から 年 月 日まで日間」を「現物検査 年 月 日」に改める。

第2号様式中「第9条」を「第4条」に、「予備検査 年 月 日から 年 月 日まで日間」を「現物検査 年 月 日」に改める。

第3号様式中「平成」を削る。

第4号様式中「第10条」を「第9条」に、「予備検査 年 月 日から 年 月 日まで日間」を「現物検査 年 月 日」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県告示第164号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、昭和50年沖縄県告示第81号で指定した農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 変更した地域の名称 豊見城農業振興地域
- 2 変更の内容 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画の変更に伴い、新たに市街化区域として定める地域に含まれる農業振興地域を豊見城農業振興地域から除外する。
- 3 縮小の範囲 別紙平面図のとおり（「別紙平面図」は、省略し、沖縄県農林水産部農政経済課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第165号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、昭和50年沖縄県告示第81号で指定した農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 変更した地域の名称 読谷農業振興地域
- 2 変更の内容 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく中部広域都市計画用途地域の変更に伴い、読谷農業振興地域の区域を縮小する。
- 3 縮小の範囲 別紙平面図のとおり（「別紙平面図」は、省略し、沖縄県農林水産部農政経済課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第166号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、昭和51年沖縄県告示第29号で指定した農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 変更した地域の名称 西原農業振興地域
- 2 変更の内容 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画の変更に伴い、新たに市街化区域として定める地域に含まれる農業振興地域を西原農業振興地域から除外する。
- 3 縮小の範囲 別紙平面図のとおり（「別紙平面図」は、省略し、沖縄県農林水産部農政経済課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第167号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県北部農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 本部町（辺名地地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和5年3月24日から同月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第168号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面埋立免許の出願があった。その要領は、次のとおりである。

なお、出願書面及び関係図書は、令和5年3月31日から同年4月21日まで沖縄県農林水産部漁港漁場課、沖縄県南部農林土木事務所及び与那原町役場において縦覧に供する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 出願書受理年月日 令和5年3月9日
- 2 出願の概要
 - (1) 出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - ア 出願人 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
 - イ 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 玉城康裕
 - (2) 埋立区域
 - ア 位置 島尻郡与那原町字板良敷当添原721番11の地先公有水面
 - イ 区域 次の各地点のうち①の地点から⑧の地点までを順次に結んだ線、⑧の地点から⑩の地点までを順次に結ぶ令和4年の秋分の満潮位（D.L.+2.31メートル）における公有水面と陸地との境界線、⑩の地点から⑰の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑰の地点とを結んだ線により囲まれた区域
 - ①の地点 一等三角点（由21）須久名山（北緯26度11分04秒5642、東経127度48分37秒0821）から281度38分28秒3,380.22メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から214度41分17秒5.13メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から124度50分23秒9.10メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から214度41分16秒105.16メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から304度41分15秒51.43メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から14度37分32秒12.24メートルの地点
 - ⑦の地点 ⑥の地点から284度36分24秒2.70メートルの地点
 - ⑧の地点 ⑦の地点から250度36分54秒4.04メートルの地点
 - ⑨の地点 ⑧の地点から14度32分55秒14.48メートルの地点
 - ⑩の地点 ⑨の地点から279度58分08秒20.09メートルの地点
 - ⑪の地点 ⑩の地点から279度34分17秒5.44メートルの地点
 - ⑫の地点 ⑪の地点から9度56分46秒1.50メートルの地点
 - ⑬の地点 ⑫の地点から99度59分24秒25.83メートルの地点
 - ⑭の地点 ⑬の地点から124度41分13秒39.41メートルの地点
 - ⑮の地点 ⑭の地点から34度41分14秒72.17メートルの地点
 - ⑯の地点 ⑮の地点から304度41分15秒124.03メートルの地点
 - ⑰の地点 ⑯の地点から34度41分11秒16.02メートルの地点
 - ウ 面積 5,684.68平方メートル
 - (3) 埋立てに関する工事の施行区域
 - ア 位置 島尻郡与那原町字板良敷当添原721番11の地先公有水面

- イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点とを結んだ線により囲まれた区域
- ㊸の地点 一等三角点（由21）須久名山（北緯26度11分04秒5642、東経127度48分37秒0821）から281度55分21秒3, 419.85メートルの地点
 - ㊹の地点 ㊸の地点から34度40分22秒107.83メートルの地点
 - ㊺の地点 ㊹の地点から124度40分22秒151.03メートルの地点
 - ㊻の地点 ㊺の地点から214度41分17秒169.49メートルの地点
 - ㊼の地点 ㊻の地点から234度09分23秒123.26メートルの地点
 - ㊽の地点 ㊼の地点から304度41分16秒84.58メートルの地点
 - ㊾の地点 ㊽の地点から14度37分26秒71.96メートルの地点
 - ㊿の地点 ㊾の地点から281度44分47秒30.50メートルの地点
 - ㊻の地点 ㊿の地点から10度09分37秒23.85メートルの地点
 - ㊼の地点 ㊻の地点から279度56分05秒70.27メートルの地点
 - ㊽の地点 ㊼の地点から25度32分35秒127.85メートルの地点
 - ㊾の地点 ㊽の地点から75度19分39秒4.67メートルの地点

ウ 面積 52,860.47平方メートル

(4) 埋立地の用途 漁港施設用地

- 3 意見書の提出方法及び提出期限 この告示で告示された埋立てに関して利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載して沖縄県農林水産部漁港漁場課に提出すること。

沖縄県告示第169号

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例（平成15年沖縄県条例第14号）第15条第3項の規定により、次のとおり沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの利用料金を承認した。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター
- 2 指定管理者 バイオセンター運営共同体
代表者 一般社団法人トロピカルテクノプラス うるま市字州崎7番地7
ヤシマ工業株式会社 那覇市久米2丁目16番25号

3 利用料金の適用年月日 令和5年4月1日

4 利用料金の額

(1)ア 施設利用料金

種別	単位	利用料金の額
第1会議室	1室1時間につき	610円
第2会議室	1室1時間につき	450円
第3会議室	1室1時間につき	680円
小会議室	1室1時間につき	110円
研修室	1室1時間につき	1,060円
研究室	1平方メートル1月につき	2,200円
実証室	1平方メートル1月につき	830円

イ 研究室及び実証室の継続利用年度別利用料金

継続利用年度	単位	利用料金の額	
		研究室	実証室
入居年度（初めて利用の許可を受けた年度をいう。以下同じ。）から起算して5年度を経過した年度	1平方メートル1月につき	2,310円	871円
入居年度から起算して6年度を経過した年度	1平方メートル1月につき	2,420円	913円
入居年度から起算して7年度を経過した年度	1平方メートル1月につき	2,530円	954円
入居年度から起算して8年度を経過した年度	1平方メートル1月につき	2,640円	996円
入居年度から起算して9年度以上を経過した年度	1平方メートル1月につき	2,750円	1,037円

(2) 附属設備利用料金

区分	品名	単位	利用料金の額
研修室等	液晶プロジェクター	一式1時間につき	1,280円
	アンプ	同	500円
	ワイヤレスマイク	同	400円
会議室等	第1会議室冷房設備	1時間につき	400円
	第2会議室冷房設備	同	290円
	第3会議室冷房設備	同	450円
	小会議室冷房設備	同	80円
	研修室冷房設備	同	710円

(3) 機械器具利用料金

区分	品名	単位	利用料金の額
分析機器室等	自動細胞解析装置	一式1時間につき	3,010円
	蛍光マイクロプレートリーダー	同	330円
	可視・紫外分光光度計	同	170円
	蛍光分光光度計	同	620円
	高速液体クロマトグラフ	同	940円
	タンデム型質量分析装置	同	3,090円
	GC-質量分析装置	同	1,260円
	FT-赤外分光光度計	同	580円
	遠心分離器	同	350円
	純水・超純水製造装置	同	290円
	製水器	同	160円
	DNAシーケンサー	同	3,020円
	蛍光イメージスキャナー	同	170円
	バイオアナライザー	同	710円
	核磁気共鳴装置	同	4,020円
	飛行時間型タンデム質量分析装置	同	7,340円
	液体クロマト四重極質量分析装置	同	5,830円
	円二色性分散計	同	2,890円
	光散乱検出高速液体クロマトグラフ	同	1,890円
	旋光計	同	670円
	試験研究用凍結乾燥機	同	250円
	クリーンベンチ	同	220円
	オートクレーブ	同	240円
アミノ酸分析装置	同	850円	
蛍光顕微鏡	同	710円	
分取高速液体クロマトグラフ	同	640円	
キャピラリー電気泳動装置	同	600円	

	水分活性測定装置	同	260円
	リアルタイムPCR	同	240円
	レオメーター	同	220円
	超高速液体クロマトグラフ	同	1,110円
	走査型電子顕微鏡	同	420円
実証室	粗粉粉碎機	同	460円
	微粒粉碎機	同	830円
	滅菌装置	同	1,580円
	打錠試験機	同	1,740円
	ニーダー	同	590円
	顆粒機	同	780円
	培養タンク	同	1,520円
	ディスク型遠心分離器	同	1,660円
	実証用凍結乾燥機	同	3,960円
	ドラム式製麹装置	同	2,350円
	ジャーファーマンター (90リットル)	同	2,320円
	ジャーファーマンター (600リットル)	同	1,040円
	小型凍結乾燥機	同	1,510円
	送風定温乾燥機	同	110円
	冷却水循環装置	同	50円
	液体充填機	同	360円
	X線異物検出機	同	320円
	低温乾燥機	同	270円
	データロガー	同	190円
	電解水生成装置	同	20円
	粉体殺菌装置	同	2,980円
	超高温液体加熱処理装置	同	1,550円
粉碎器	同	570円	
粉末自動充填機	同	430円	
回転ドラム乾燥機	同	230円	
乳化分散機	同	230円	
急速冷凍装置	同	140円	

備考

- 1 利用料金が時間を単位として定められている場合において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間を1時間として計算する。
- 2 利用料金が1月単位で定められている場合において、その月の利用の期間が1月に満たないときは、日割計算によるものとする。この場合においては、利用料金の月額を30で除して得た額に、その月における利用日数を乗じて計算する。
- 3 利用料金が面積を単位として定められている場合において、利用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。
- 4 4(1)アの施設利用料金にかかわらず、研究室又は実証室について、入居年度から起算して5年度を超える年度にわたり継続して利用する者のこれらの利用に係る令和5年4月1日以降の利用料金の額は、4(1)イの研究室及び実証室の継続利用年度別利用料金の額とする。ただし、令和2年4月1日において入居年度から起算して6年度を超える年度にわたり継続して研究室又は実証室を利用する者については、同日において入居年度から起算して5年度を経過した年度にわたり継続してこれらを利用する者とみなして、同表の規定を適用する。

沖縄県告示第170号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した徴収事務 沖縄情報通信センターの施設の使用料徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアム
- (2) 所在地 うるま市字兼箇段61番地1
- 3 委託期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

沖縄県告示第171号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画区域区分を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 那覇広域都市計画区域区分
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 豊見城市及び西原町
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

訓 令

沖縄県訓令第5号

知 事 部 局
労働委員会事務局

沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員服務規程（昭和47年沖縄県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第8条中第4項から第6項までを削る。

第8条の3を第8条の5とし、第8条の2を第8条の4とし、第8条の次に次の2条を加える。

（休憩時間）

第8条の2 前条各項の規定により勤務時間を割り振られた職員の休憩時間は、午後零時から午後1時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、前項の職員が勤務時間条例第4条第2項の規定の適用を受ける場合における当該職員の休憩時間は、午後零時から午後零時45分までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、所属長は、第1項の職員（総務部長が別に定めるものに限る。）について、当該職員の申告を考慮して、公務の運営に支障がある場合又は支障が生ずるおそれがある場合を除き、総務部長が別に定めるところにより、当該職員の休憩時間を次の各号に掲げるいずれかの時間帯とすることができる。

- (1) 午前11時45分から午後零時30分までの時間帯
- (2) 午前11時45分から午後零時45分までの時間帯
- (3) 午後零時15分から午後1時までの時間帯
- (4) 午後零時15分から午後1時15分までの時間帯

4 前3項の規定にかかわらず、所属長は、第1項の職員（障害のある職員であって総務部長が別に定めるものに限る。）について、当該職員の申告を考慮して、公務の運営に支障がある場合又は支障が生ずるおそれがある場合を除き、総務部長が別に定めるところにより、当該職員に休憩時間を分割して与えることができる。

（特別の勤務に従事する職員等の勤務時間の割振等）

第8条の3 前2条の規定にかかわらず、勤務時間条例第2条第1項ただし書及び同条第5項に規定する職員の勤務時間の割振り及び休憩時間については、所属長が勤務時間割振申請書（第6号様式）により人事

課長の承認を受けて定める。

第17条の2第1項中「第8条の2」を「第8条の4」に改める。

第6号様式中「第8条、第8条の2関係」を「第8条の3、第8条の4関係」に改める。

第11号様式の2（表面）中「印」を削り、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

第11号様式の3中「印」を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第6号

出 納 事 務 局

沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県出納事務局決裁規程（昭和56年沖縄県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号キ中「報償費」の次に「（1件7,000万円以上の動産の取得に係るものを除く。）」を加え、同号コ中「1件100万円以上の食糧費」を「食糧費にあつては1件100万円以上のものを除き、食糧費以外の需用費にあつては1件7,000万円以上の動産の取得に係るもの」に改め、同号ソ中「原材料費」の次に「（1件7,000万円以上のものを除く。）」を加え、同号テ中「扶助費」の次に「（1件7,000万円以上の動産の取得に係るものを除く。）」を加える。

第6条の2中「第5条第21号」を「第5条第23号」に、「第6条の2第19号アからオまで」を「第6条の2第18号ア」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

教育委員会事項

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第2号

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第4号」を「第3号」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同項第4号中「就学支援金」を「高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同条第2項第1号中「保護者等」を「当該既卒者（当該既卒者が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者）」に改める。

第6条第1項中「その保護者等と連署した」及びただし書を削り、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、当該者に高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条第2項第3号に規定する保護者等（以下「保護者等」という。）がいるときは、当該保護者等と連署した申請書を提出するものとする。

第6条第1項第1号中「同じ。）」の次に「（第2条第1項第1号に該当する者を除く。）」を加え、同項第2号中「家計急変等の事由」を「第2条第1項各号のいずれかに該当すること」に改め、同条第2項中

「による」を「により提出された申請書及び」に、「次の各号に掲げる書類」を「授業料等減免承認申請書（第2号様式）」に改め、同項各号を削る。

第7条第1項中「その保護者等と連署した」及びただし書を削り、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、当該者が主として他の者の収入により生計を維持しているときは、当該他の者と連署した申請書を提出するものとする。

第7条第1項第1号中「課税証明書等」の次に「（第2条第2項第2号に該当する者を除く。）」を加え、同条第2項中「による書類を受理した場合は」を「により提出された申請書及び書類（次条第3項において「申請書等」という。）を受理したときは、同条第3項の規定により授業料等の免除の決定をする場合を除き」に、「第2条第2項第1号及び第3号に該当するときは、次の各号に掲げる書類を、」を「授業料等減免承認申請書（第2号様式）を」に改め、同項各号を削る。

第8条第1項中「第4号様式」を「第3号様式」に改め、同条第2項中「第5号様式」を「第4号様式」に改め、同条第3項中「第2条第2項第2号に該当する場合は、」を削り、「校長は」の次に「、第2条第2項第2号の規定により授業料等の免除を受けようとする者が提出する申請書等を受理した場合であって、当該者が同号に該当するときは、」を加え、同条第4項中「第5号様式」を「第4号様式」に、「第6号様式」を「第5号様式」に改める。

第10条第2項中「第7号様式」を「第6号様式」に改め、同条第4項中「第8号様式」を「第7号様式」に、「第9号様式」を「第8号様式」に改める。

第12条中「第10号様式」を「第9号様式」に改める。

第13条第3項中「第11号様式」を「第10号様式」に改める。

第1号様式中

本 籍	
現住所	

を

現住所	
-----	--

に、「保護者」を「保護者等」に改める。

第3号様式を削り、第4号様式を第3号様式とする。

第5号様式中「生 徒 あ て」を「生徒宛て」に、「 保 護 者 」を「 保 護 者 等 」に改め、同様式を第4号様式とし、第6号様式を第5号様式とする。

第7号様式中「保護者」を「保護者等」に改め、同様式を第6号様式とする。

第8号様式中「生 徒 あ て」を「生徒宛て」に、「保護者」を「保護者等」に改め、同様式を第7号様式とし、第9号様式を第8号様式とし、第10号様式を第9号様式とする。

第11号様式中「保護者住所」を「保護者等住所」に改め、同様式を第10号様式とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第3号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則（昭和50年沖縄県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

題名中「登録」を「登録等」に改める。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）**第2章 博物館の登録（第2条—第11条）****第3章 博物館に相当する施設の指定（第12条—第14条）****第4章 雑則（第15条）**

附則

第1章 総則

第1条中「第16条の規定に基づき博物館の登録に関し」を「に基づく博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関し、博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか」に改め、同条の次に次の章名を加える。

第2章 博物館の登録

第2条から第4条までを次のように改める。

（登録の申請）

第2条 法第12条第1項の規定による登録申請書の提出は、博物館登録申請書（第1号様式）により行うものとする。

2 前項の博物館登録申請書には、法第12条第2項第1号及び第2号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 博物館資料目録（第2号様式）

(2) 職員名簿（第3号様式）

(3) 学芸員の資格を証する書類

（登録の審査）

第3条 沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第13条の規定による登録の審査に当たっては、必要に応じて登録の申請に係る博物館の実地について審査するものとする。

（博物館の体制に関する基準）

第4条 法第13条第1項第3号に規定する博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に関する教育委員会の定める基準は、次のとおりとする。

(1) 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第4号及び第6条第1号において同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するとともに、基本的運営方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。

(2) 基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。

(3) 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。

(4) 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。

(5) 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。

(6) 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。

(7) 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

第7条を削る。

第6条中「第15条」を「第20条第1項」に改め、同条を第11条とする。

第5条の見出し中「登録事項等」を「登録事項」に改め、同条中「第13条第1項」を「第15条第1項」に、「そのつど博物館登録事項等変更届出書」を「博物館登録事項変更届出書」に、「によつて」を「により」に改め、ただし書を削り、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

（定期報告）

第10条 法第16条の規定による定期報告は、教育長が定めるところにより行うものとする。

第4条の次に次の4条を加える。

（博物館の職員に関する基準）

第5条 法第13条第1項第4号に規定する学芸員その他の職員の配置に関する教育委員会の定める基準は、

次のとおりとする。

- (1) 基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
- (2) 学芸員が置かれていること。
- (3) 基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

(博物館の施設及び設備に関する基準)

第6条 法第13条第1項第5号に規定する施設及び設備に関する教育委員会の定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
- (2) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- (3) 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- (4) 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

(博物館登録原簿の様式)

第7条 法第14条第1項の規定により教育委員会が記載する博物館登録原簿は、第4号様式とする。

(公表)

第8条 教育委員会は、法第14条第2項、法第15条第2項、法第19条第3項及び法第20条第2項の規定による公表をインターネットを利用する方法により行うものとする。

本則に次の2章を加える。

第3章 博物館に相当する施設の指定

(指定の申請の書類)

第12条 施行規則第23条第1項の規定により提出する指定申請書には、同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 資料目録 (第7号様式)
- (2) 職員名簿 (第3号様式)

(博物館に相当する施設の体制等に関する基準)

第13条 施行規則第24条第1項第2号に規定する資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制に関する教育委員会の定める基準については第4条の規定を、同項第3号に規定する職員の配置に関する教育委員会の定める基準については第5条の規定を、同項第4号に規定する施設及び設備に関する教育委員会の定める基準については第6条の規定をそれぞれ準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条各号(第7号を除く。)及び第6条第1号	博物館資料	資料
第4条第1号	博物館を運営する	法第31条第1項の規定による指定を受けた施設(次条及び第6条において「指定施設」という。)を運営する
第5条第1号及び第3号並びに第6条第3号及び第4号	博物館	指定施設
第5条第2号	学芸員	学芸員に相当する職員

(公表)

第14条 教育委員会は、法第31条第3項の規定による公表をインターネットを利用する方法により行うものとする。

第4章 雑則

第15条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第1号様式を削る。

「設置者
第2号様式中「申請者氏名」を 名称 に、「第11条第1項」を「第12条」に、「関係書類等」
代表者氏名」
「設置者の名称
私立博物館設置者の住所
を「関係書類」に、 名 称
所 在 地
(A4判)」

「

設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

」
を に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
第2号様式を第1号様式とする。

「

人文科学に関する資料							
種 別	番 号	名 称	規 格	品 質	数 量	取得年月日	備 考

」
第3号様式中 (A4判)

「

人文科学に関する資料	
------------	--

」
を 資料の詳細な内訳は、別紙のとおり。 に改め、同様

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
式を第2号様式とする。

第4号様式中「第3条」を「第2条」に、「
(A4判)」を「 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。」に改め、同
様式を第3号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式 (第7条関係)

博物館登録原簿

事項	登録		登録変更		登録変更	
	登録年月日	年 月 日	変更年 月日	年 月 日	変更年 月日	年 月 日
	記号番号	第 号				
設置者の名称						
設置者の住所						

博物館の名称			
博物館の所在地			
備考			

「設置者
第5号様式中「第5条」を「第9条」に、「施設名」を「所在地」に、「第13条第1項」を「届出者氏名」を「名称」に、「第13条第1項」を「代表者氏名」

「第15条第1項」に、「
(A4判)」を「備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。」に改める。

「設置者
第6号様式中「第6条」を「第11条」に、「施設名」を「所在地」に、「第15条第1項」を「届出者氏名」を「名称」に、「第15条第1項」を「代表者氏名」

「第20条第1項」に、「
(A4判)」を「備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。」に改める。

第6号様式の次に次の1様式を加える。

第7号様式（第12条関係）

資料目録

施設名

資料の種類別	資料の種類及び数量
自然科学に関する資料	
人文科学に関する資料	

資料の詳細な内訳は、別紙のとおり。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会告示第6号

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第2項の規定により、博物館に係る登録事項を次のとおり変更した。

令和5年3月31日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

施設名	所在地	変更年月日
名護博物館	(新) 名護市大中四丁目20番50号 (旧) 名護市東江一丁目8番11号	令和5年3月1日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第44号

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）第23条第1項の規定により、安全対策優良海域レジャー提供業者を次のとおり指定したので、同条第6項の規定により告示する。

令和5年3月31日

沖縄県公安委員会

業種	事業所名	業者名	指定期間
プレジャー ボート提供業	ザンマリン	ザンマリン (代表者) 玉城善忠	令和5年2月15日から 令和6年2月14日まで
	北谷海人の会	有限会社北谷海人の会 (代表取締役) 座喜味盛和	同上
	マリクラブ ベリー 那覇店	株式会社シーサー (代表取締役) 稲井日出司	同上
	マリンショップ・マー メイド	有限会社マーメイド (代表取締役) 中山任加	同上
	有限会社Sea World	有限会社Sea World (代表取締役) 嘉手苺武志	同上
	有限会社ネイチャート レール	有限会社ネイチャートレール (取締役) 横地裕	同上
潜水業	海の遊び処 なかゆくい	海の遊び処 なかゆくい (代表者) 平井秀介	同上
	株式会社アークダイブ	株式会社アークダイブ (代表取締役) 白川一	同上
	ザンマリン	ザンマリン (代表者) 玉城善忠	同上
	DUNK DIVIN G ENTERTAI NMENT	有限会社服部 (取締役) 服部頼正	同上
	マリクラブ ベリー 那覇店	株式会社シーサー (代表取締役) 稲井日出司	同上
	マリンスター	有限会社服部 (取締役) 服部頼正	同上
	マリンハウスシーサー 那覇店	株式会社シーサー (代表取締役) 稲井日出司	同上
	有限会社Sea World	有限会社Sea World (代表取締役) 嘉手苺武志	同上
スノーケリン グ業	マリクラブ ベリー 那覇店	株式会社シーサー (代表取締役) 稲井日出司	同上
	有限会社Sea World	有限会社Sea World (代表取締役) 嘉手苺武志	同上

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第9号

当委員会は、令和4年9月11日執行の大宜味村議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対し、裁決したので、次のとおり要旨を告示する。

令和5年3月31日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

裁 決 書

沖縄県大宜味村字宮城52番地C棟4号

審査申立人 平安名 通常

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から、令和4年11月1日をもって提起された同年9月11日執行の大宜味村議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙における当選の効力に関し、令和4年9月25日をもって大宜味村選挙管理委員会（以下「村委員会」という。）に対し、異議の申出をしたところ、村委員会は同年10月18日、この申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）を行い、原決定は同月19日申立人に送達された。

申立人は、同年11月1日、これを不服として当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙における宮城美和子氏（以下「宮城候補」という。）の当選を無効とする旨の裁決を求めて審査の申立てをした。

その理由及び主張するところを審査申立書及び反論書をもとに要約すれば、次のとおりである。

1 候補者届出書への職業の記載不備について

宮城候補は、選挙前に配布した自身の政治活動パンフレット等に記載した略歴では、会社代表や大宜味村観光協会監事などと記載しているが、立候補届出後においては異なる名称で告示されている。また、大宜味村と請負契約をしている大宜味サーキュラービレッジ株式会社の取締役であることは公表せず隠匿している。このことは、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第235条の虚偽事項公表罪にあたる。

さらに、候補者届出書には地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負関係にある者については、その旨を記載しなければならないとある。大宜味村観光協会及び大宜味サーキュラービレッジ株式会社は、大宜味村から請負をしており、地方自治法第92条の2に規定する請負関係にある法人の役員であるにもかかわらず、宮城候補はその旨記載していない。

以上のように、候補者届出書の不実記載・隠匿を行っているため、立候補届出の受理が無効であり、被選挙人になり得ず当選を得られない。

2 大宜味サーキュラービレッジ株式会社と大宜味村との請負契約について

大宜味サーキュラービレッジ株式会社は、「長寿と癒しの森エリア」活用事業において、大宜味村の保有する山林99,424㎡を令和4年度大宜味村議会議案36号で議決を経て年間50万円で20年間の賃借契約を締結している法人であり、これは地方自治法第92条の2の「主として同一の行為（請負）をする法人」に該当する。したがって、宮城候補は、公選法第104条の規定により当選を失っている。

裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立ての要件審理において、一部不適法と認められる点があったことから、申立人に補正を命じたところ、申立人から補正書が提出されたので、これを適法なものとして認め、本件審査申立書の副本等を村委員会に送付し、村委員会から弁明書を提出させ、申立人にはこれに対する反論書を提出させるとともに、職権で村委員会に対し必要な物件の提出を求め、慎重かつ厳正に審理を行った。

ところで、当選の効力に関する争訟は、選挙そのものは有効に行われたことを前提として、何人かその選挙における正しい当選人であるかを争うものである。

一方、公選法第209条の規定によれば、当選の効力に関する審査の申立てにおいても、当該選挙について選挙の規定に違反することがあり、それが選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合は、当該選挙管理委員会は、その選挙の全部又は一部を無効とする旨の裁決をしなければならない旨定められている。

このため、本件審理では、まず、申立人の主張が選挙の無効原因となり得るかを判断した上で、さらに当選の効力について判断することとする。

1 選挙の効力について

およそ選挙が無効とされるのは、公選法第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによつてこれら規定事項の遵守を期待しているのであつて、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もつとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」（昭和61年2月18日最高裁判決）とされている。

当委員会は、こうした観点に立ち、申立人の主張が選挙の無効原因となり得るか否かについて、次のとおり判断する。

審査の申立ての要旨1について、公選法第209条第1項の規定に鑑み、当委員会において、本件選挙が選挙の規定に違反して行われ、選挙の結果に異動を及ぼす虞があるような事実がなかったかについて、村委員会から提出のあった物件を確認したところ、宮城候補の候補者届出書及び候補者の届出の告示における職業欄に「自営業」と記載されていることが確認できた。申立人は、これらの記載について、選挙人の投票に関する公正な判断に影響を及ぼし、当選を得るためあえて虚偽の事実を記載し職業を隠匿しているので、公選法第235条の虚偽事項公表罪にあたり、候補者届出書の不実記載・隠匿を行っているので立候補届出の受理が無効であり、被選挙人になり得ず当選を得られないと主張している。

虚偽事項公表罪にあたる旨の主張については、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為に関する主張であるが、この行為は、選挙の管理執行の手續きに関する明文の規定に違反するものではない。また、この行為により選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたとする具体的な立証はなく、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるような特段の事情は認められない。

また、候補者届出書に虚偽の事実を記載し、又は記載すべき事実を記載せず、職業を隠匿している旨の主張について、選挙長の立候補届出の受理に際しての審査義務については、「選挙長は、形式的審査権を有するが、実質的審査権は有しない」（昭和28年5月15日最高裁判決）とされており、立候補届出にあたっては、必要事項の記載がなされているか、添付書類がそろっているか等の形式的審査を行うこととされ、記載内容が真実であるかどうかを審査することは実質的審査に属するものとして、自ずから区別される。

候補者届出書に記載する職業については、公選法第86条の4第3項、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第89条第1項第1号のロ、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第12条の7第1項第1号及び同規則第19号様式に記載方法が定められているが、既に述べたとおり、宮城候補の候補者届出書の職業欄には「自営業」と記載されていることから、形式的な要件を欠いているとはいえず、また、選挙長は記載内容が真実であるかどうかを審査する権限は有さないことから、選挙長が当該記載のあった候補者届出書を受理したことは、選挙の管理執行の手續きに関する明文の規定に違反するものではなく、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるような特段の事情も認められない。

したがって、申立人の主張は公選法第205条第1項の「選挙の規定に違反すること」に当たらず、選挙の無効原因に該当しない。

2 当選の効力について

当委員会は、前述のとおり、申立人の主張が選挙の無効原因に該当しない旨判断したことから、選挙が有効に行われたことを前提として、当選の効力について判断する。

およそ当選の効力に関する争訟においては、「当選無効は当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手續の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」（平成4年12月17日名古屋高裁判決）とされている。

(1) 審査の申立ての要旨1について

申立人の主張は、既に述べた当選争訟における当選の無効原因のいずれにも該当しない。

また、申立人は、宮城候補の候補者届出書の職業欄への記載が公選法第235条の虚偽事項公表罪にあたり、立候補届出の受理が無効であり、被選挙人になり得ず当選を得られないと主張しているが、「当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当選人が当該選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実に右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効訴訟を提起することはできないものというべきである。」（平成4年12月17日名古屋高裁判決）とされている。

よって、申立人の主張には理由がない。

(2) 審査の申立ての要旨2について

申立人は、大宜味サーキュラービレッジ株式会社は、「長寿と癒しの森エリア」活用事業において、大宜味村の保有する山林を令和4年度大宜味村議会で議決を経て年間50万円で20年間の賃借契約を締結している法人であり、これは地方自治法第92条の2の「主として同一の行為（請負）をする法人」に該当することから、公選法第104条の規定により宮城候補は当選を失っていると主張しており、これは、「当選人となり得る資格の有無の認定」に関する申立ての提起と認められる。

当委員会が村委員会から提出のあった物件を確認したところ、以下の事実が認められる。

大宜味村と大宜味サーキュラービレッジ株式会社は、令和4年7月8日付けで「長寿と癒しの森エリア」活用事業基本協定を締結し、当該協定に基づき、同年9月22日付けで大宜味村議会の議決を得て、同年10月5日から令和24年3月31日までの期間について、年額500,000円の賃料で大宜味村が所有する土地を大宜味サーキュラービレッジ株式会社に貸し付けるという内容で令和4年10月4日に事業用定期借地権設定契約公正証書（以下「本証書」という。）を作成している。一方、選挙録によれば、宮城候補は令和4年9月11日に当選人と決定されている。

地方自治法第92条の2は普通地方公共団体の議会の議員が、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人であること、又は「主として同一の行為をする法人」即ち当該普通地方公共団体に対する請負を主な業務とする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人であることができない旨を規定し、公選法第104条は、議員の選挙における当選人で、当該普通地方公共団体に対し地方自治法第92条の2に規定する関係を有する者は、当選の告知を受けた日から5日以内に、その関係を有しなくなった旨の届出をしないときは、当選を失う旨を規定する。

上記のとおり、本証書は、本件選挙期日後の令和4年10月4日に作成され、賃貸借の期間は同月5日に開始となることから、宮城候補が当選人となった時点で、申立人の主張する賃貸借契約は存在せず、公選法第104条の規定が適用されないことは明らかであり、宮城候補が地方自治法第92条の2の規定に該当するか否かについては、地方自治法第127条第1項の規定に基づき大宜味村議会で決定されるべきものであるから、申立人の主張には理由がない。

以上のとおり、本件選挙における当選の効力に関する申立人の主張には理由がなく、また、本件選挙を無効とする場合にも該当しないことから、これを認容することはできない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和5年3月17日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

海区漁業調整委員会事項

沖縄海区漁業調整委員会指示5第2号

沖縄海区におけるマチ類資源の保護培養を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和5年3月31日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 上 原 亀 一

(定義)

第1 この指示において「ひき縄づり」とは、釣糸及び釣針を有する漁具を船舶によってひきまわして行う釣漁法をいう。

(保護区の設定)

第2 次の表の保護区の欄に掲げる保護区域内をそれぞれ同表の区域の欄に掲げる区域のとおり設定し、当該保護区においては、それぞれ同表の保護期間の欄に掲げる期間中は、ひき縄づり以外の漁法により水産動植物を採捕してはならない。ただし、試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

保護区	区域	保護期間
イチャビラー	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯26度37.0分、東経128度18.0分 地点B 北緯26度35.5分、東経128度20.0分 地点C 北緯26度32.5分、東経128度17.0分 地点D 北緯26度34.0分、東経128度15.0分	7月1日から9月30日まで
北タイキウソネ	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯25度55.0分、東経126度35.0分 地点B 北緯25度55.0分、東経126度49.0分 地点C 北緯25度47.0分、東経126度49.0分 地点D 北緯25度47.0分、東経126度35.0分	5月1日から11月30日まで
水納北	地点A、地点B、地点C、地点D、地点E及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度57.5分、東経124度42.0分 地点B 北緯24度57.5分、東経124度50.0分 地点C 北緯24度50.0分、東経124度50.0分 地点D 北緯24度50.0分、東経124度46.0分 地点E 北緯24度52.5分、東経124度42.0分	3月1日から7月31日まで
第2多良間堆	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度40.0分、東経124度57.5分 地点B 北緯24度40.0分、東経125度02.5分 地点C 北緯24度32.0分、東経125度02.5分 地点D 北緯24度32.0分、東経124度57.5分	4月1日から3月31日まで
沖ノ中ノソネ	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度09.0分、東経123度04.0分 地点B 北緯24度09.0分、東経123度21.0分 地点C 北緯24度00.0分、東経123度21.0分 地点D 北緯24度00.0分、東経123度04.0分	3月1日から7月31日まで

(指示の有効期間)

第3 この指示の有効期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

沖縄海区漁業調整委員会指示5第3号

沖縄海区における浮魚礁（中層型浮魚礁を含む。以下「浮魚礁」という。）の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり

指示する。

令和5年3月31日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 上 原 亀 一

(自主調整協議会の設置)

第1 沖縄海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、浮魚礁を敷設する海域の相互調整を図るため、次の表のとおり、関係地区ごとに浮魚礁自主調整協議会(以下「協議会」という。)を置く。

関係地区	協議会の名称
沖縄本島北西地区	第1ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島南西地区	第2ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島東地区	第3ブロック浮魚礁自主調整協議会
先島地区	第4ブロック浮魚礁自主調整協議会
大東諸島地区	第5ブロック浮魚礁自主調整協議会

2 協議会は、委員会が作成する浮魚礁自主調整協議会名簿(以下「名簿」という。)に登録された者により構成する。

(協議会への加入)

第2 協議会は、沖縄県内の市町村又は次に掲げる要件(以下「加入資格」という。)の全てを満たしている者でなければ加入することができない。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 20以上の事業者又は個人(以下「構成員」という。)により組織され、構成員が特定できる者であること。
- (3) 構成員の出資金額、口数等にかかわらず、法令や定款等の明文化された規程により民主的な運営が確保されている者であること。
- (4) 事業を行うために必要な経済的基礎を欠く等の理由により、事業の目的を達成することが著しく困難な者でないこと。
- (5) 法令等を遵守する精神を著しく欠き、又は協議会の民主的な運営を妨げ、若しくはそのおそれがある者でないこと。

2 協議会に加入しようとする者は、加入資格確認申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会から加入資格を満たしている旨の確認(以下「資格確認」という。)を受けなければならない。ただし、沖縄県内の市町村が協議会に加入しようとする場合においては、次に掲げる書類を添付することを要しない。

- (1) 法人格を有する団体であることを証する書類
- (2) 構成員の氏名及び住所(構成員が団体である場合にあつては、名称及び所在地並びに代表者の氏名)を明らかにする書類
- (3) 組織の民主的な運営が確保されていることを明らかにする書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が資格確認をするために必要と認める書類

3 委員会は、資格確認をするときは、協議会その他関係者の意見を聞くことができる。

4 委員会は、資格確認をした場合は、速やかに、その旨を協議会に加入しようとする者に通知するとともに、その者を名簿に登録するものとする。

5 委員会は、名簿に登録された者が、第1項各号に掲げる加入資格のいずれかを欠くに至ったと認めるときは、その者を名簿から削除するものとする。

(共同申請)

第3 この指示の第4から第8まで及び第13に規定する事項について2以上の者が共同して申請しようとするときは、そのうちいずれか1の者を代表者に選定し、代表者選定届(第2号様式)を委員会に提出しなければならない。

2 代表者は、委員会に対し、共同者を代表する。

(敷設の承認等)

第4 浮魚礁は、名簿に登録された者が、浮魚礁敷設承認申請書(第3号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会の承認を受けた場合でなければ敷設することができない。ただし、共同漁業権を設定している区域において浮魚礁を敷設する場合であって、敷設前に、共同漁業権区域内浮魚礁敷設届(第4号様式)及び当該共同漁業権者全員との協議が調ったことを証する書類並びに第2号及び第3号に掲げる書類を委員会に提出した場合は、この限りでない。

- (1) 浮魚礁を敷設しようとする位置に係る関係地区の協議会に加入している全ての者(沖縄県を除く。)と当該位置その他敷設に必要な内容に係る協議が調ったことを証する協議書(第5号様式。以下「協議書」という。)
- (2) 浮魚礁を敷設しようとする位置を世界測地系による緯度及び経度によって記載した図面
- (3) 敷設しようとする浮魚礁の浮体、浮体付属品、係留索、アンカー等の構造を示す書類

2 協議書の有効期限は、協議が調った日から令和6年3月31日までとする。

3 委員会は、第1項の承認(以下「敷設承認」という。)をしたときは、浮魚礁敷設承認証(第3号様式。以下「承認証」という。)を交付するものとし、その有効期間は、承認を受けた日から令和6年3月31日までとする。

(敷設の再承認)

第5 沖縄海区漁業調整委員会指示4第2号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁について、その敷設者は、令和5年6月30日までに申請書を委員会に提出し、委員会の承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、第11の規定を遵守していること及び浮魚礁の浮体位置を確認することができる写真を添付しなければならない。

3 前項の規定により確認した浮魚礁の浮体位置の緯度又は経度のいずれか又はその両方が敷設承認を受けた協議位置(以下「協議位置」という。)から2分以上離れている場合は、第1項の規定により提出する申請書に当該浮体位置に係る協議書を添付しなければならない。

4 第4の第3項の規定は、第1項の規定による承認(以下「再承認」という。)について準用する。

5 沖縄海区漁業調整委員会指示4第2号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁については、承認の有効期間を令和5年7月1日以後初めて開催される委員会の開催日まで延長する。

(敷設後の承認)

第6 敷設承認又は再承認を受けた後に次に掲げる場合に該当するときは、浮魚礁の構造についてあらかじめ委員会事務局の確認を受けて委員会の承認前に敷設することができる。ただし、敷設後は速やかに委員会の承認を受けなければならない。

- (1) 令和4年11月1日から令和5年3月31日まで(以下「特例期間」という。)に第4の承認を受けた場合で同年6月30日までに敷設する場合
 - (2) 特例期間に浮魚礁の流失を確認し、令和5年6月30日までに敷設する場合(構造及び協議位置に変更がない場合に限る。)
 - (3) 第5の再承認を受けた後に浮魚礁の流失を確認し、令和6年3月31日までに敷設する場合(構造及び協議位置に変更がない場合に限る。)
 - (4) 浮魚礁の種別(表層、中層及び表中層)の変更を伴わない軽微な浮魚礁の構造変更の場合
- 2 第4の第3項の規定は、前項の規定による承認(以下「事後承認」という。)について準用する。

(完了届の提出)

第7 浮魚礁を敷設した者(以下「敷設者」という。)は、敷設後速やかに浮魚礁敷設完了届(第6号様式)を委員会に提出しなければならない。

(流失届の提出)

第8 敷設者は、浮魚礁が流失したときは、速やかに浮魚礁流失届(第7号様式)を委員会及び当該浮魚礁を敷設した海域を管轄する海上保安部又は海上保安署に提出しなければならない。

(協議書の省略)

第9 次に掲げる場合には、協議書の添付を省略することができる。

- (1) 第5の第2項の浮体位置の確認において浮魚礁の流失が判明した場合において、流失した浮魚礁と同じ構造で、かつ、同一の協議位置に浮魚礁を敷設し、令和5年6月に開催される委員会までに承認を受けて、令和6年3月31日までに敷設する場合
- (2) 第6に該当する場合

(3) 委員会が特に必要と認める場合

(承認の制限、条件等)

第10 敷設を承認する浮魚礁の数は、県が敷設するものは100基、市町村及び漁業協同組合等が敷設するものは150基を限度とする。

2 委員会は、浮魚礁の敷設が船舶の航行の安全又は漁業調整等に支障を来すおそれがあると認めるときは、敷設承認をせず、又は敷設承認をするに当たって制限若しくは条件を付することができる。

(浮魚礁の管理)

第11 浮魚礁を敷設する者は、浮魚礁を容易に識別できるようにするため、浮魚礁の本体に敷設者の名称及び承認証に記載されている浮魚礁の名称を明記するとともに、船舶の航行の安全のため、浮魚礁（中層型浮魚礁を除く。）に、レーダー反射器、電灯その他の照明を取り付け、浮魚礁を敷設した後はこれを適切に管理しなければならない。

(違反に対する措置)

第12 委員会は、敷設承認又は再承認を受けた者がこの指示に違反していると認めるときは、その決議を経て、敷設承認又は再承認を取り消すものとする。

2 委員会は、その決議を経て、敷設承認、再承認又は事後承認を受けずに敷設された浮魚礁を利用する者に対し、その利用制限を命じることができる。

(浮魚礁の利用)

第13 浮魚礁を利用する者（以下「利用者」という。）は、敷設者との間で、利用に関する協定を締結し、又は協議を調えなければその操業をしてはならない。

2 敷設者は、利用者との間で、敷設の目的を達成することが困難となるような協定を締結し、又は協議を調べてはならない。

3 利用者は、その操業の際にいたずらに他の者の海面利用を妨げてはならない。

4 第1項に定める利用に関し、協定を締結し、又は協議を調えた際に、敷設者がこれを示す旗等を利用者に交付したときは、利用者は、操業の際に当該旗等を掲示しなければならない。この場合において、敷設者は、承認旗等設定届（第8号様式）を委員会に提出しなければならない。

(指示の有効期間)

第14 この指示の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

第1号様式（第2関係）

加入資格確認申請書		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		
所在地 名称 (代表者氏名)		
下記のとおり第1ブロック浮魚礁自主調整協議会へ加入したいので、沖縄海区漁業調整委員会指示5第3号に基づき加入資格の確認を申請します。		
記		
1 法人の種類及び根拠法令 :		
2 構成人員の事業種類 :		
3 添付書類 :		

第2号様式（第3関係）

代表者選定届		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		
所在地 名称 (代表者氏名)		

浮魚礁の敷設については、共同で行うこととしたので届け出ます。今後申請を行う際の名称及び代表者は、下記のとおりです。

記

共同申請名称：
 代表者：所在地
 名称
 (代表者氏名)

第3号様式 (第4、第5、第6関係)

浮魚礁敷設承認申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地
 名称
 (代表者氏名)

下記のとおり浮魚礁を敷設したいので、沖縄海区漁業調整委員会指示5第3号に基づき申請します。

記

- 1 承認を受けようとする浮魚礁の名称 :
- 2 承認を受けようとする浮魚礁の協議位置：北緯 東経
 (年度初めの再承認申請の場合、確認した浮体位置)
- 3 浮魚礁の種類 :

浮魚礁敷設承認証

敷設承認申請のあった上記の浮魚礁は、次のとおり承認する。

- 1 承認番号 : 沖調U5第 号
- 2 承認期間 : 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 制限又は条件：
 - (1) 委員会指示の内容を遵守しなければならない。
 - (2) 漁業調整のため必要があると認めるときは、承認の内容を変更し、又は新たに制限若しくは条件を付すことがある。
 - (3) 承認証の内容又は承認の制限若しくは条件に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会
 会長 印

第4号様式 (第4関係)

共同漁業権区域内浮魚礁敷設届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地
 名称
 (代表者氏名)

下記のとおり浮魚礁を敷設予定なので、届け出ます。

記

- 1 浮魚礁の名称 :
- 2 敷設予定位置 : 北緯 東経

- 3 共同漁業権の番号：共同第 号
- 4 浮魚礁の種類 :
- 5 敷設予定日 : 年 月 日

注1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。
 2 位置図及び構造図を添付すること。

第5号様式（第4、第5関係）

協議書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

第 ブロック浮魚礁自主調整協議会
所在地
名称
(代表者氏名) 印

が、下記の位置に浮魚礁を敷設することについては、第 ブロック浮魚礁自主調整協議会において協議が調ったことに相違がないことを認めます。

記

浮魚礁の名称	敷設位置（世界測地系）	種類	協議理由
	北緯 東経		

第6号様式（第7関係）

浮魚礁敷設完了届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地
名称
(代表者氏名)

下記のとおり浮魚礁を敷設したので、届け出ます。

記

- 1 浮魚礁の名称 :
- 2 敷設した日 : 年 月 日
- 3 敷設した位置 : 北緯 東経
- 4 G P Sの測地系の種類 :
- 5 敷設した位置の水深 : m
- 6 敷設したロープの長さ : m

注1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。
 2 次の写真を添付すること。
 (1) 敷設前に撮影した敷設者名、承認番号、ロープ、アンカー及び礁体部分の写真
 (2) 敷設後に撮影したG P S画面及び表層型は浮体部、中層型は魚探又はソナーの写真

第7号様式（第8関係）

浮魚礁流失届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地

名称 (代表者氏名) 下記のとおり浮魚礁が流失したので、届け出ます。 記 1 浮魚礁の名称 : 2 流失を確認した日 : 年 月 日 3 敷設した位置 : 北緯 東経 4 回収の有無 : 5 流失の原因と今後の対応 :

注 1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。
 2 浮魚礁の構造を示す書類又は写真を添付すること。
 3 この浮魚礁流失届には、第8の規定により海上保安部又は海上保安署に提出した書類の写しを添付すること。

第8号様式 (第13関係)

承認旗等設定届 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 沖縄海区漁業調整委員会会長 殿 所在地 名称 (代表者氏名) 浮魚礁の利用を示す承認旗等を設定したので、届け出ます。

注 承認旗等の形状を示すこと。

そ の 他

沖縄県住宅供給公社は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により次のとおり公営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の管理を行う。

令和5年3月31日

沖縄県住宅供給公社
 理事長 新 垣 健 一

- 1 事業主体に代わって公営住宅等の管理を行う者 沖縄県住宅供給公社
- 2 事業主体に代わって管理を行う公営住宅等 浦添市営住宅設置及び管理条例（平成10年浦添市条例第5号）第3条第2項の規定に基づく浦添市営住宅設置及び管理条例施行規則（平成10年浦添市規則第11号）別表に定める浦添市内間市営住宅、浦添市前田市営住宅及び浦添市安波茶市営住宅並びにこれらの公営住宅に附随する共同施設
- 3 事業主体に代わって行う公営住宅等の管理の内容 公営住宅法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）による公営住宅等の管理を行うこと。
- 4 事業主体に代わって公営住宅等の管理を行う期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市宇座波1065番地
---	--